Ａランク認定企業及びオスカー認定企業並びに知恵創出“目の輝き”認定企業並びに京都市スタートアップ支援投資事業有限責任組合投資実行企業専門家派遣事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が実施する京都市ベンチャー企業目利き委員会Ａランク認定及びオスカー認定並びに地方独立行政法人京都市産業技術研究所が実施する知恵創出“目の輝き”企業認定を受けた企業並びに京都市スタートアップ支援投資事業有限責任組合が投資実行した企業（以下「認定企業等」という。）に対する専門家派遣事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、継続的な支援実施の促進を図り、もって認定企業等の育成に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「登録専門家」とは専門家登録事業実施要綱により、当財団に登録された専門家をいう。

２　この要綱において「非登録専門家」とは、当財団地域産業活性化本部マネージャー、チーフコーディネータ、コーディネータ、アドバイザー（以下「コーディネータ等」という。）が適当と認めた当財団に登録されていない専門家をいう。

３　この要綱において「事業年度」とは、毎年４月 １ 日から翌年３月３１日までをいう。

（専門家派遣対象者）

第３条　専門家派遣の対象者は、京都市内に事業所等の主たる事業拠点を有する中小企業者（ただし、京都市税の滞納がある者及びみなし大企業を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　京都市ベンチャー企業目利き委員会においてＡランク認定を受けていること。

(2)　オスカー認定審査委員会においてオスカー認定を受けていること。

(3)　バリュークリエーション審査委員会においてオスカー認定を受けていること。

(4)　地方独立行政法人京都市産業技術研究所において知恵創出“目の輝き”企業認定の認定を受けていること。

(5)　京都市スタートアップ支援投資事業有限責任組合が投資実行した企業であること。

（本事業の実施要請）

第４条　認定企業等は、当財団に対し本事業の実施を要請することができる。

２　前項の要請は、派遣を受けようとする登録専門家又は非登録専門家 １ 名を指定し「専門家派遣要請書」(第１号様式)を当財団に提出しなければならないものとする。

３　第１項の要請ができる期間は毎年４月１日から翌年２月末日までとし、当該要請に

係る本事業は、当該事業年度の３月２０日までに完了しなければならないものとする。

（専門家の紹介）

第５条　認定企業等は、第４条第２項に定める登録専門家又は非登録専門家の指定が困難な場合には、当財団に対し、登録専門家又は非登録専門家の紹介を依頼することができるものとする。

２　当財団は、前項の規定による依頼を受けたときは、当該認定企業等の意向を十分に把握したうえで、登録専門家の中から適当な登録専門家の紹介に努めるものとする。

ただし、適当な登録専門家がいない場合は、非登録専門家を紹介することができるものとする。

３　当財団が専門家を紹介するに当たり、当財団が必要と認める場合には、当該認定企業等と当該専門家との直接面談の機会を設け、要請事項について事前に調整させることができるものとする。

ただし、当該面談に関しては、報酬及び費用は発生しないものとする。また、当該認定企業等及び専門家は、当該面談の実施をもって当財団が要請事項に関する本事業の実施を決したものとみなしてはならないものとする。

（指定禁止の登録専門家等）

第６条　登録専門家及び非登録専門家を派遣しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当する専門家は、前条の登録専門家及び非登録専門家として指定することができないものとする。

(1)　専門家が派遣先認定企業等の代表者の４親等以内の親族であるとき。

(2)　専門家（専門家が所属する企業を含む。）と派遣先認定企業等との間に雇用関係、顧問関係その他のサービスの提供を含む継続的な商取引があり特別の利害関係があると認められるとき。

(3)　専門家が派遣先認定企業等の発行株式の総数若しくは出資口数の総数の５割以上を保有し、又は発行株式の総数若しくは出資口数の総数の５割以上を保有する企業に在籍しているとき。

（専門家派遣事業実施の決定）

第７条　認定企業等から本事業の実施の要請があったときは、コーディネータ等は要請内容の評価及び専門家の選定を行い、「専門家派遣要請内容評価及び専門家選定書」（第２号－１様式又は第２号－２様式）を当財団に提出するものとする。

２　当財団は、前項の評価及び選定書により、次の各号に適合していると認めるときは、本事業の実施を決定するものとする。

(1)　本事業の実施を要請する認定企業等に、創業、経営革新等による経営向上、事業計画実現の意欲があること。

(2)　要請事項に、創業、経営革新等による経営向上、事業計画実現に係る目的若しくは目標が明確に示されていること。
(3)　指定された専門家は、要請事項に対する適切な支援を実施する知見・能力を有していること。
(4)　認定企業等に対する支援の効果が高いと期待できること。

3　当財団は、前項の規定により本事業の実施を決定したときは、当該認定企業等に対して「専門家派遣決定通知書」(第３号様式)により通知するとともに、本事業に従事する登録専門家又は非登録専門家（以下「指定専門家」という。）に対して「専門家派遣支援依頼書」(第５号様式)により依頼するものとする。

ただし、非登録専門家を指定する場合は、一の要請ごとに「専門家派遣同意書」（第６号様式）を提出させるものとする。

4　当財団は、第２項１号から４号に規定する派遣の要件を満たさないと評価した場合は「専門家派遣要請評価結果通知書」（第４号様式）により通知する。

(派遣回数)

第８条　本事業の派遣回数は、一の認定企業等に対し、一の事業年度に当たり、５回を上限とするものとする。

(派遣計画等)

第９条　指定専門家と認定企業等は、事前に協議のうえ、支援の着手前に、「専門家派遣実施計画書」（第７号様式）を連名で当財団に提出し、承認を得なければならないものとする。

2　前項の計画書（添付書類を含む。）は、指定専門家がとりまとめて提出するものとする。

3　当財団は、指定専門家の派遣に当たり、指定専門家と認定企業等との連絡調整を適切に行い、本事業による支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

(派遣内容の変更・中止)

第 10 条　指定専門家と認定企業等は、次の各号の一に該当する場合には、双方協議のうえ、直ちに「専門家派遣変更（中止）届出書」（第８号様式）を当財団に提出しなければならない。
(1)　指定専門家の派遣回数を変更しようとするとき。
(2)　支援の内容を著しく変更しようとするとき。
(3)　支援を中止しようとするとき。

(実施決定の取消)

第 11 条　当財団は、次の各号の一に該当すると認めるときは、本事業の実施決定を取

り消すことができるものとする。

(1)　指定専門家が第６条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2)　指定専門家がその専門の資格を喪失したとき。

(3)　前各号に掲げるもののほか、当財団が必要と認めるとき。

２　前項の規定により本事業の決定を取り消したときは、当財団は、第 14 条の規定にかかわらず、同条に規定する謝金を支払わず、又は支払った謝金の返還を求めることができるものとする。

（受益者負担金）

第 12 条　本事業においては、認定企業等に受益者負担金を課さないものとする。

（報告書の提出）

第 13 条　指定専門家は、第９条に規定する派遣実施計画に基づく認定企業等への支援がすべて終了した日から起算して１０日を経過した日又は本事業が実施されている事業年度の３月３１日のいずれか早い日までに「専門家派遣業務報告書」（第９号様式）により、本事業の業務実績を当財団に報告しなければならない。

２　認定企業等は、指定専門家による支援が終了した日から起算して１０日を経過した日又は本事業が実施されている事業年度の３月３１日のいずれか早い日までに「専門家派遣内容等報告書」（第１０号様式）により、本事業による自ら受けた支援の内容を当財団に報告しなければならない。

（専門家派遣に係る謝金）

第 14 条　当財団は、前条の報告書が提出された後、最終提出日の翌日から起算して 30 日以内に指定専門家に謝金を支払うものとする。

ただし、法人その他の団体から推薦を受けた指定専門家に係る謝金について、当該団体から請求があった場合は、当該団体に支払うことができる。

２　謝金の額は、指定専門家が認定企業等に対する現地での支援を概ね２時間実施した日を１回の派遣回数とし、一の要請に係る派遣回数に 28,520 円を乗じた額とする。

３　前項の謝金の額には、派遣旅費、認定企業等との協議に要する経費、調査に要する経費、消費税及び地方消費税相当額、その他指定専門家の支援の実施に要する費用の一切を含むものとする。

なお、当財団が指定専門家に直接謝金を支払う場合において、法令に基づき源泉徴収が必要となるときは、当該謝金から所得税及び復興特別所得税を控除して支払うものとする。

４　第１項ただし書の規定により謝金の支払を受けた団体から指定専門家への報酬その他の支払については、当該団体の責任において行うものとし、当財団はこれに関与しないものとする。

（補助金事業）

第 15 条　当財団は、本事業が京都市から補助金の交付を受けて実施するものであることを踏まえ、適正かつ計画的な事業執行に努めなければならないものとする。

２　当財団は、一の事業年度における本事業の予算執行が完了したときは、第４条第３項及び第７条第１項の規定にかかわらず、認定企業等からの要請を受け又は本事業の実施を決定することができないものとする。

３　当財団は、対象の認定企業等、指定専門家及び前条第１項ただし書に規定する団体に対し、本事業の実施に関して京都市の検査が行われるときは、必要な協力を求めるものとする。

（成果の帰属等）

第 16 条　本事業の成果は、すべて認定企業等に帰属させるものとする。

２　指定専門家と認定企業等との間に紛争が生じたときは、その当事者間で誠実に処理するものとする。

３　本事業の実施に当たり、第三者に損害が生じたときは、認定企業等と当該第三者の間で誠実に処理するものとする。

４　指定専門家は、本事業の実施に関し故意又は過失がない限り、当該認定企業等又は前項に規定する第三者に対し、損害の責を負わない。

５　当財団は、この要綱に基づき本事業を実施する限りにおいて、認定企業等、指定専門家又は第３項に規定する第三者に対し、何らの責任を負わない。

（成果の普及）

第 17 条　当財団は、本事業により事業の効果が確認された事例について、対象の認定企業等の同意を得たうえで、認定企業等の利益を害するおそれのない範囲内で公開し、他の中小企業者等の参考に供するものとする。

２　指定専門家は、これに協力し、認定企業等は、事例公開の取組に必要な配慮をするものとする。

（委任）

第 18 条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、地域産業活性化本部企業成長支援部長がこれを定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（関係要綱の廃止）

この要綱の施行に伴い、京都市未来創生企業成長プロジェクト専門家派遣事業実施要綱（平成 28 年 7 月 1 日制定）は、廃止する。

（施行期日）

この改正後の要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この改正後の要綱は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。